平成２３年（フ）第３１５号
埼玉県上尾市大字上尾村1269番地１　向原宿舎２―103
債務者　當銘　月江（旧姓神山）
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
埼玉県上尾市柏座１丁目８番19号
債務者　富山フサ子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０号
さいたま市南区東浦和２丁目58番地６　ＳＳＳ浦和第一寮
債務者　久保田藏造（旧姓松枝）
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４０９号
埼玉県川口市中青木４丁目２番10―502号　東綿ビル中青木
債務者　高橋　清美
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２３号
埼玉県川口市戸塚東２丁目６番31号　サンシティ武蔵野102、旧住所さいたま市緑区東浦和６丁目27番地11
債務者　菅原奈美子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
埼玉県戸田市上戸田２丁目２番21号　ウインズ上戸田101号室
債務者　白山　和男
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５２３号
埼玉県新座市新座３丁目６番９―302号
債務者　平野　伸明
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５４２号
埼玉県川口市大字神戸785番地の１　グリーンコーポ矢作103号
債務者　野登　啓司
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月２日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
千葉県銚子市黒生町7125番地
債務者　小島　妙子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第４７７号
愛知県瀬戸市水北町840番地の１
債務者　眞野みどり
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８９号
愛知県一宮市森本１丁目19番19号　ベルファ21・101号
債務者　内山喜久子
１　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第８１号
岡山県都窪郡早島町早島4116番地59
債務者　高橋　秀晴
１　決定年月日時　平成23年４月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
群馬県高崎市八幡町35番地３
債務者　片木　廣美
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９２号
群馬県富岡市宇田154番地　清水アパートＡ号
債務者　山田　一美
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３７号
千葉県匝瑳市八日市場イ251番地７
債務者　鈴木　いと
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０９号
新潟市中央区上大川前通５番町64番地１　コープシティ上大川前1207号、前住所新潟市西区青山３丁目８番18号
債務者　小林　康子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６１１号
名古屋市天白区池場２丁目2503番地　レインボー石薬師902号
債務者　遠山　信子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７号
愛知県高浜市二池町５丁目３番地31、旧住所愛知県碧南市千福町３丁目87番地１
債務者　村松　利子
１　決定年月日時　平成23年４月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年６月６日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係